

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 入札説明書

頁	章・節	訂正前	訂正後
2	3.事業概要 (4) ア	また、文部科学省が現庁舎から退去した後、埋蔵文化財の調査を行うべき範囲のうち国が実施した部分を除いて、必要な調査を行う。	また、文部科学省等が現庁舎から退去した後、埋蔵文化財の調査を行うべき範囲のうち国が実施した部分を除いて、必要な調査を行う。
3	3.事業概要 (5)	別添「中央合同庁舎第7号館整備等事業業務要求水準書」(資料2)及び「PFI事業の付帯事業(民間収益施設)」(資料7)によるものとする。	別添「中央合同庁舎第7号館整備等事業業務要求水準書」(資料2)、「中央合同庁舎第7号館整備等事業民間収益施設要求水準書」(資料7-1)及び「中央合同庁舎第7号館整備等事業事業計画要求水準書」(資料9-1)によるものとする。
5	4.(3)	設計業務に携わる応募企業、応募グループの構成員又は協力会社(以下「設計企業」という。)は、次の要件を満たすこと。	設計業務に携わる応募企業、応募グループの構成員又は協力会社(以下「設計企業」という。)は、 <u>自らが携わる各分野</u> において次の要件を満たすこと。
5	4.(3).	「官庁営繕部建設コンサルタント業務等業者選定事務処理要領」第7第2号の認定を受けた者であること(会社更生法に基づく更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、国土交通省官庁営繕部長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)	「官庁営繕部建設コンサルタント業務等業者選定事務処理要領」(国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課にて閲覧可能)第7第2号の認定を受けた者であること(会社更生法に基づく更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、国土交通省大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
6	4.(4)	監理業務に携わる応募企業、応募グループの構成員又は協力会社(以下「監理企業」という。)は、次の要件を満たすこと。	監理業務に携わる応募企業、応募グループの構成員又は協力会社(以下「監理企業」という。)は、 <u>自らが携わる各工事</u> において次の要件を満たすこと。
6	4.(4).	「官庁営繕部建設コンサルタント業務等業者選定事務処理要領」第7第2号の認定を受けた者であること(会社更生法に基づく更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、国土交通省官庁大臣官房営繕部長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)	「官庁営繕部建設コンサルタント業務等業者選定事務処理要領」(国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課にて閲覧可能)第7第2号の認定を受けた者であること(会社更生法に基づく更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、国土交通省大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
7	4.(4).	工事監理者、建築監理主任技術者、電気設備監理主任技術者、 <u>機械監理設備主任技術者</u> は、監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。	工事監理者、建築監理主任技術者、電気設備監理主任技術者、 <u>機械設備監理主任技術者</u> は、監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 入札説明書

頁	章・節	訂正前	訂正後
7	4.(5)	建設業務に携わる応募企業、応募グループの構成員又は協力会社（以下「建設企業」という。）は、次の要件を満たすこと。	建設業務に携わる応募企業、応募グループの構成員又は協力会社（以下「建設企業」という。）は、 <u>自らが携わる各工事において</u> 次の要件を満たすこと。
7	4.(5).	「官庁営繕部工事請負業者選定要領」（昭和42年建設省管第845号）第3の「工事種別」について、第7第1項第2号の認定を受けた者であること（会社更生法に基づく更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、国土交通省大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。	「官庁営繕部工事請負業者選定要領」（昭和42年建設省管第845号）（ <u>国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課にて閲覧可能</u> ）第3の「工事種別」について、第7第1項第2号の認定を受けた者であること（会社更生法に基づく更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、国土交通省大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
8	4.(5).	次のア～ウの各工事に携わる建設企業は、それぞれア～ウに示す基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。	次のア～ウの各工事に携わる建設企業は、それぞれ <u>自らが携わる各工事において</u> ア～ウに示す基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。
9	6.競争参加資格の確認（第一次審査）等(1)	この場合において、(2) 及び から までに掲げる要件を満たしており、かつ、4.(3)、(4)、(5) 又は(6) の認定等を受けていない企業にあつては、それぞれ4.(3) から まで、(4) から まで、(5) 及び まで又は(6) に掲げる要件を満たしているときは開札の時に上記企業が4.(2)、(3)、(4)、(5) 及び 並びに(6) に掲げる要件を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。	この場合において、 <u>4.(2) 及び から までに掲げる要件</u> を満たしており、かつ、4.(3)、(4)、(5) 又は(6) の認定等を受けていない企業にあつては、それぞれ4.(3) から まで、(4) から まで、(5) 及び 又は(6) に掲げる要件を満たしているときは開札の時に上記企業が4.(2)、(3)、(4)、(5) 及び 並びに(6) に掲げる要件を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 入札説明書

頁	章・節	訂正前	訂正後
9	6.競争参加資格の確認（第一次審査）等(5)	ただし、やむを得ない事情が生じ、応募グループの構成員又は協力会社を入札書及び第二次審査資料提出日までに変更又は追加しようとする者にあつては、国と事前協議を行い、国の承諾を得るとともに、変更又は追加後において4.に掲げる競争参加資格を有することが確認できる場合（当該変更又は追加しようとする企業が、4.(2)、(3)、(4)、(5)又は(6)の認定等を受けていない企業（当該認定等に係る申請を行ったことを確認できる企業に限る。）である場合は、当該企業が、(2)及び から までに掲げる要件を満たしており、かつ、4.(3)、(4)、(5)又は(6)の認定等を受けていない企業にあつては、それぞれ4.(3)から まで、(4) から まで、(5) 及び まで又は(6)に掲げる要件を満たし、 <u>落札</u> の時ににおいて当該企業が(2)、4.(3)、(4)、(5)及び 並びに(6)に掲げる要件を満たしていることを条件とする。）に限り、応募グループの構成員又は協力会社の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更をすることができる。	ただし、やむを得ない事情が生じ、応募グループの構成員又は協力会社を入札書及び第二次審査資料提出日までに変更又は追加しようとする者にあつては、国と事前協議を行い、国の承諾を得るとともに、変更又は追加後において4.に掲げる競争参加資格を有することが確認できる場合（当該変更又は追加しようとする企業が、4.(2)、(3)、(4)、(5)又は(6)の認定等を受けていない企業（当該認定等に係る申請を行ったことを確認できる企業に限る。）である場合は、当該企業が、4.(2)及び から までに掲げる要件を満たしており、かつ、4.(3)、(4)、(5)又は(6)の認定等を受けていない企業にあつては、それぞれ4.(3)から まで、(4) から まで、(5) 及び 又は(6)に掲げる要件を満たし、 <u>開札</u> の時ににおいて当該企業が4.(2)、(3)、(4)、(5)及び 並びに(6)に掲げる要件を満たしていることを条件とする。）に限り、応募グループの構成員又は協力会社の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更をすることができる。
10	6.競争参加資格の確認（第一次審査）等(6)	なお、入札参加者が以上を踏まえたくて参加表明書等を作成し、正式に提出する前に十分な時間的余裕を持って仮提出されるものに限り、正式に受理した場合に競争参加資格がないと認められる記載内容等についての指摘等を行う。	なお、入札参加者が以上を踏まえたくて参加表明書等を作成し、正式に提出する前に十分な時間的余裕を持って仮提出（要押印）されるものに限り、正式に受理した場合に競争参加資格がないと認められる記載内容等についての指摘等を行う。 <u>また、仮提出された参加表明書等の記載内容等に不備等がないと認められる場合には、当該仮提出は正式に提出されたものとみなす。</u>
13	15.落札者の決定方法等(1)	学識経験者等並びに国土交通省、文部科学省、会計検査院及び金融庁職員で構成する「中央合同庁舎第7号館整備等事業総合評価審査委員会」（平成14年7月設置済。以下「審査委員会」という。）において、入札参加者の提案資料の内容が、別添「中央合同庁舎第7号館整備等事業業務要求水準書」（資料2）のすべてを満たしていることを確認し、基礎点を付すとともに、入札参加者の提案内容のうち国が特に重視する項目について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて加点を行い、各提案ごとに得点を付する。	学識経験者等並びに国土交通省、文部科学省、会計検査院及び金融庁職員で構成する「中央合同庁舎第7号館整備等事業総合評価審査委員会」（平成14年7月設置済。以下「審査委員会」という。）において、入札参加者の提案資料の内容が、別添「中央合同庁舎第7号館整備等事業業務要求水準書」（資料2）、「中央合同庁舎第7号館整備等事業民間収益施設要求水準書」（資料7-1）及び「中央合同庁舎第7号館整備等事業事業計画要求水準書」（資料9-1）のすべてを満たしていることを確認し、基礎点を付すとともに、入札参加者の提案内容のうち国が特に重視する項目について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて加点を行い、各提案ごとに得点を付する。

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 入札説明書

頁	章・節	訂正前	訂正後
14	15.落札者の決定方法等(1)	提案資料の内容が、別添「中央合同庁舎第7号館整備等事業業務要求水準書」(資料2)のすべてを満たしているとともに、開札の結果、入札価格が予定価格の制限の範囲内である入札参加者のうち、 の得点を、入札価格で除した数値(以下「評価値」という。)が最も高い者を落札者とする。	提案資料の内容が、別添「中央合同庁舎第7号館整備等事業業務要求水準書」(資料2)、「中央合同庁舎第7号館整備等事業民間収益施設要求水準書」(資料7-1)及び「中央合同庁舎第7号館整備等事業事業計画要求水準書」(資料9-1)のすべてを満たしているとともに、開札の結果、入札価格が予定価格の制限の範囲内である入札参加者のうち、 の得点を、入札価格で除した数値(以下「評価値」という。)が最も高い者を落札者とする。
入札説明書(添付資料を含む。)共通		入札説明書中、「責め」を「責」に、「また」を「又」に、「および」を「及び」に訂正する。	

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 1 建物等の建設及び維持管理並びに運営に関する契約書（案）

頁	章・節	訂正前	訂正後
1	第2条第(7)号	「監理企業」とは、落札者、落札者グループの構成員又は協力会社のうち監理業務（施設等の工事監理に係る業務をいう。）を担当する者をいう。	「監理企業」とは、落札者、落札者グループの構成員又は協力会社のうち監理業務（本件施設等の工事監理に係る業務をいう。）を担当する者をいう。
1	第2条第(12)号	「建設企業」とは、落札者、落札者グループの構成員又は協力会社のうち建設業務（施設等の建設に係る業務をいう。）を担当する者をいう。	「建設企業」とは、落札者、落札者グループの構成員又は協力会社のうち建設業務（本件施設等の建設に係る業務をいう。）を担当する者をいう。
2	第2条第(20)号	「設計企業」とは、落札者、落札者グループの構成員又は協力会社のうち設計業務（施設等の設計に係る業務をいう。）を担当する者をいう。	「設計企業」とは、落札者、落札者グループの構成員又は協力会社のうち設計業務（本件施設等の設計に係る業務をいう。）を担当する者をいう。
2	第2条第(27)号	「福利厚生諸室」とは、入居官署職員等の福利厚生のために本件施設内に設けられる売店、食堂・喫茶、保育室の施設をいう。	「福利厚生諸室」とは、入居官署職員の福利厚生のために本件施設内に設けられる売店、食堂・喫茶、保育室の施設をいう。
3	第2条第(40)号	「民間収益施設」とは、付帯事業として事業者が設計・建設する施設をいう。	「民間収益施設」とは、付帯事業として事業者が設計・監理・建設・維持管理・運営する施設をいう。
4	第4条第2項	但し、国有財産有償貸付契約書第12条第1項に定める場合は、この限りでない。	但し、中央合同庁舎第7号館整備等事業の付帯事業（民間収益施設）に関する国有財産有償貸付契約書（以下「国有財産有償貸付契約書」という。）第12条第1項に定める場合は、この限りでない。
6	第9条第1項	本契約に基づく義務を履行するために必要となる建築確認申請等一切の許認可（維持管理業務及び運営業務に関して必要となる許認可を含む。以下同じ。）は、事業者がその責任及び費用負担において取得するものとする。	本契約に基づく義務を履行するために必要となる建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく建築確認申請等一切の許認可（維持管理業務及び運営業務に関して必要となる許認可を含む。以下同じ。）は、事業者がその責任及び費用負担において取得するものとする。
7	第11条第2項	事業者は、その作成する成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。	事業者は、その作成する成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 1 建物等の建設及び維持管理並びに運営に関する契約書（案）

頁	章・節	訂正前	訂正後
8	第15条第3項	再開発事業の遅延（遅延が国又は事業者の責に帰すべき事由によるものを除く。）により、 <u>運営開始予定日</u> までに本件施設の運営が開始されなかった場合で、本件施設の運営が開始されないことに起因して国及び事業者に生じた増加費用は、各自の負担とする。	再開発事業の遅延（遅延が国又は事業者の責に帰すべき事由によるものを除く。）により、 <u>維持管理運営開始予定日</u> までに本件施設の維持管理運営が開始されなかった場合で、本件施設の維持管理運営が開始されないことに起因して国及び事業者に生じた増加費用は、各自の負担とする。
12	第27条第1項	事業者は、 <u>本件工事を本件施設引渡日までに完成の上、本件施設引渡日において最終引渡日に国に引き渡し、</u> 国にその所有権を取得させなければならない。	事業者は、 <u>本件工事を完成の上、本件施設を本件施設引渡日において国に引き渡し、</u> 国にその所有権を取得させなければならない。
18	第48条第1項	なお、当日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日（以下「閉庁日」という。）の場合はその前日）までに支払うものとする。	なお、当日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日（以下「閉庁日」という。）の場合はその前日までに支払うものとする。
19	第50条第2項	事業者は、前項に定める業務のうち、 <u>国が、</u> 区分所有法第2条第4項に定める「共用部分」に属する部分の維持管理業務及び運営業務については、同法第30条に定める規約に基づき事業者に委託した内容により、当該業務を実施しなければならない。	事業者は、前項に定める業務のうち、 <u>区分所有法第2条第4項に定める「共用部分」に属する部分の維持管理業務及び運営業務については、</u> 国が、同法第30条に定める規約に基づき事業者に委託した内容により、当該業務を実施しなければならない。
19	第50条第3項	前各号に定める場合のほか、事業者は、国以外の者から前各号の場合と同様に維持管理業務の委託を受けた場合には、その旨を国に通知するものとする。	前各号に定める場合のほか、事業者は、国以外の者から前各号の場合と同様に <u>維持管理業務及び運営業務</u> の委託を受けた場合には、その旨を国に通知するものとする。
20	第54条	事業者は、維持管理運営期間中において行う機器点検、定期点検、修理、補修その他の維持管理のための作業の内容及び国が必要と認めて報告を求めた事項について、遅滞なく国に対して報告しなければならない。	事業者は、維持管理運営期間中において行う機器点検、定期点検、修理、補修その他の <u>維持管理運営</u> のための作業の内容及び国が必要と認めて報告を求めた事項について、遅滞なく国に対して報告しなければならない。
20	第55条	事業者は、本件施設の引渡しに先立って、事業関係図書に基づいて、本件施設が維持管理・運営業務の期間中、業務要求水準書に定める各水準を満たすために必要な維持管理業務の方法、内容等を定めた長期業務計画書を国に提出しなければならない。	事業者は、本件施設の引渡しに先立って、事業関係図書に基づいて、 <u>本件施設の維持管理運営</u> 期間中、業務要求水準書に定める各水準を満たすために必要な維持管理業務及び運営業務の方法、内容等を定めた長期業務計画書を国に提出しなければならない。
21	第62条	（業務不履行に関する手続等）	（業務不履行に関する手続）

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 1 建物等の建設及び維持管理並びに運営に関する契約書（案）

頁	章・節	訂正前	訂正後
26	第77条第1項第三号	前各号に掲げる場合のほか、事業者が本契約の重大な条項に違反したとき。但し、 <u>施設費</u> の減額及び支払いについては、次項に定めるところに従う。	前各号に掲げる場合のほか、事業者が本契約の重大な条項に違反したとき。但し、 <u>施設費等</u> の減額及び支払いについては、次項に定めるところに従う。
33	第96条	国は、事業者に対して本件施設費及びサービスの対価（及びこれに対する消費税相当額（消費税（消費税法（昭和63年法律第108号）に定める税をいう。）及び地方消費税（地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に定める税をいう。）相当額をいう。以下同じ。）を支払うほか、本契約に関連するすべての租税について本契約に別段の定めある場合を除き負担しないものとする。	国は、事業者に対して本件施設費及びサービスの対価及びこれに対する消費税相当額（消費税（消費税法（昭和63年法律第108号）に定める税をいう。）及び地方消費税（地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に定める税をいう。）相当額をいう。以下同じ。）を支払うほか、本契約に関連するすべての租税について本契約に別段の定めある場合を除き負担しないものとする。
35	附則第1条第1項	事業者の株主又は出資者（以下「出資者」という。）による、事業者の株式又は出資の全部又は一部の第三者に対する譲渡は、 <u>引渡日</u> より前はこれを認めない。出資者は、 <u>引渡日</u> 以降は、事前に書面により国の同意を得た場合に限り、事業者の株式又は出資の全部又は一部を第三者に対して譲渡することができる。	事業者の株主又は出資者（以下「出資者」という。）による、事業者の株式又は出資の全部又は一部の第三者に対する譲渡は、 <u>本件施設の最終引渡日</u> より前はこれを認めない。出資者は、 <u>本件施設の最終引渡日</u> 以降は、事前に書面により国の同意を得た場合に限り、事業者の株式又は出資の全部又は一部を第三者に対して譲渡することができる。

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 1 - 1 業績監視及び改善要求措置要領

頁	章・節	訂正前	訂正後
1	1-2	ただし、算定上の減額値が当期の維持管理・運営費を超える場合は、施設費等も措置の対象とし、業務不履行の改善が確認できるまで当期の施設等について支払の留保を行う。	ただし、算定上の減額値が当期の維持管理・運営費を超える場合は、施設費等も措置の対象とし、業務不履行の改善が確認できるまで当期の施設費等について支払の留保を行う。
4	2-3	2-3.維持管理・運営業務の業績監視 国は、維持管理・運営業務（福利厚生諸室運営業務を除く）について、提供されているサービスが要求水準を達成しているかどうかを確認するため業績監視を行う。	2-3.維持管理・運営業務にかかる業績監視 国は、維持管理・運営業務（福利厚生諸室運営業務を除く。）について、提供されているサービスが要求水準を達成しているかどうかを確認するため業績監視を行う。
4	2-3 (1) 表中 イ	・日常モニタリングの結果、業務月報に基づき、毎月、定期モニタリングを行う。	・日常モニタリングの結果及び業務月報に基づき、毎月、定期モニタリングを行う。
5	2-3 (2) 1)	事業者は、庁舎管理室に、業務日誌の提出等を行い、庁舎管理室は内容の確認や事業者に対するモニタリング結果の通知を行う。	事業者は、庁舎管理室に、業務日誌の提出等を行い、庁舎管理室は内容の確認等や事業者に対するモニタリング結果の通知を行う。
5	2-3 (2)	事業者は、各入居官署の担当部署に業務日誌の提出を行う。各入居官署に担当部署は、内容の確認や事業者に対するモニタリング結果の通知を行うとともに、庁舎管理室に必要な連絡を行う。	事業者は、各入居官署の担当部署に業務日誌の提出等を行う。各入居官署の担当部署は、内容の確認等や事業者に対するモニタリング結果の通知を行うとともに、庁舎管理室に必要な連絡を行う。
10	4-1 (2) 1)	1)国：再改善勧告及び減額算定	1)再改善勧告及び減額算定
11	4-1 (2) ウ	国は、上記イの減額に加え、の1)のウにおいて規定した減額等を継続するとともに、当初の復旧・改善期限日から、改善・復旧の確認がされた日まで（以下、「再勧告後復旧期間」という。）の日数に応じて、以下の減額を行う。	国は、上記イの減額に加え、の1)のウにおいて規定した措置を継続するとともに、当初の復旧・改善期限日から、改善・復旧の確認がされた日まで（以下、「再勧告後復旧期間」という。）の日数に応じて、以下の減額を行う。
12	4-1 (2) ウ	国は、再改善・復旧計画において定めた設定期限までに改善・復旧を確認できない場合には、原則として再度の再改善勧告等の手続きに戻る。	国は、再改善・復旧計画において定めた設定期限までに改善・復旧を確認できない場合には、原則として再度の再改善勧告等の手続きに戻る。
13	4-2 (2) イ	また、当該業務不履行と同一の事象に係る業務不履行が過去1年以内に認められる（以下、「重大な事象以外の事象の再発」という。）場合、上記イに加えて、以下のとおりの罰則点付与を行う。	また、当該業務不履行業種区分が、以前に発生した「重大な事象以外の事象」に係る業務不履行と同一の業種区分に属する場合（以下、「重大な事象以外の事象の再発」という。）で、これが過去1年以内に認められる場合、上記イに加えて、以下のとおりの罰則点付与を行う。

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 1 - 1 業績監視及び改善要求措置要領

頁	章・節	訂正前	訂正後
13	4-2 (2) 1)ウ	国は、上記イの措置に加え、当該業務不履行に関連して業務を一部実施していないと判断される場合、業務不履行期間に応じ、当該業務不履行業務部分に係る維持管理・運営費相当額、及び当該業務不履行部分に関連して不完全履行又は履行不能となる業務に係る維持管理・運営費相当額を支払わない。	国は、上記イの措置に加え、業務不履行期間に応じ、当該業務不履行業務部分に係る維持管理・運営費相当額、及び当該業務不履行部分に関連して不完全履行又は履行不能となる業務に係る維持管理・運営費相当額を支払わない。
15	4-2 (2) 3)ウ	国は、その改善・復旧の確認ができない場合には、原則として、再度 の再改善勧告等の手続きに戻る。	国は、再改善・復旧計画において定めた設定期限までに改善・復旧を確認できない場合には、原則として再度 の再改善勧告等の手続きに戻る。
15	4-2 (2)	国は、 の手続きを繰り返しても改善・復旧が明らかに困難と認められる場合には、「重大な事象以外の事象」に係る当該業務不履行業種区分相当の契約の解除を行うことができる。	国は、 の手続きを繰り返しても業務不履行の状態の改善・復旧が明らかに困難と認められる場合には、当該業務不履行業種区分に相当する契約の解除を行うことができる。
18	5-2 (3)	(3)再勧告の場合の改善計画書	(3)再勧告の場合の改善・復旧計画書
20	6-1 表中 事業者（業務従事者） ア	・職員等からの苦情があった場合には、国に直ちに報告する。	・職員等からの苦情があった場合には、国及び共済組合に直ちに報告する。
20	6-1 表中 事業者（業務従事者） イ	・毎月、業務日誌をとりまとめた業務月報及び売上月計表並びに収支計算書を国及び共済組合に提出する。	・毎月、業務日誌その他国及び共済組合への報告をとりまとめた業務月報及び売上月計表並びに収支計算書を国及び共済組合に提出する。
20	6-1 表中 国及び共済組合 ア	・日常モニタリングの結果、売上月計表等に基づき、毎月及び毎年度、定期モニタリングを行う。	・日常モニタリングの結果及び売上月計表等に基づき、毎月及び毎年度、定期モニタリングを行う。
20	6-1 表の注	業績監視の項目等については、 <u>2の3の(3)と同様。</u>	業績監視の項目等については、 <u>2 - 3の(3)に準じて定める。</u>
21	6-2 最終行に新規		なお、改善計画書については、5-2に準じて作成すること。

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 1 - 2 中央合同庁舎第7号館整備等事業の付帯事業（民間収益施設）に関する国有財産有償貸付契約書（案）

頁	章・節	訂正前	訂正後
3	第13条	本件建物の維持管理は、建物の区分所有に関する法律（昭和37年4月4日法律第69号）及び各区分所有者が協議の上作成する管理規約に従い、実施するものとする。	本件建物の維持管理は、建物の区分所有に関する法律（昭和37年法律第69号）、P F I 事業契約及び各区分所有者が協議の上作成する管理規約に従い、実施するものとする。
5	第21条	乙は、第4条に規定する貸付期間が満了し、契約が更新されない場合又は第18条並びに第19条の規定により契約が終了した場合において、貸付物件を返還するときは、乙が支出した必要費及び有益費等については、甲に対しその償還等の請求をすることができない。	乙は、第4条に規定する貸付期間が満了し、契約が更新されない場合又は第18条の規定により契約が終了した場合において、貸付物件を返還するときは、乙が支出した必要費及び有益費等については、甲に対しその償還等の請求をすることができない。
6	名義	貸付人 国 契約担当官 文部科学省 _____	貸付人 文部科学省 契約担当官 _____

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 2 中央合同庁舎第7号館整備等事業業務要求水準書

頁	章・節	訂正前	訂正後
目次	目次 第一編	業務の概要 要求水準の変更	第4章 業務の概要 第5章 要求水準の変更
1	はじめに 第1章 (1)	また、要求水準書の内容で「参考資料」と記載の部分については、原則として性能又は維持すべき性能・状態を満たすことにより、「参考資料」が示す仕様以外の仕様とすることができるものとする。	また、本要求水準書の内容で「参考資料」と記載の部分については、原則として性能又は維持すべき性能・状態を満たすことにより、「参考資料」が示す仕様以外の仕様とすることができるものとする。
1	はじめに 第1章 (2)	なお、落札者が入札手続において提出した提案資料に基づいて、本契約締結時までに業務要求水準書が変更された場合は、その変更を含んだものを「要求水準」とする。	なお、落札者が入札手続において提出した提案資料に基づいて、本契約締結時までに本要求水準書が変更された場合は、その変更を含んだものを「要求水準」とする。
4	第一編 第1章 (1)	文部科学省庁舎（昭和8年建設）、会計検査院庁舎（昭和10年建設）は共に築後60余年が経過し、経年劣化による老朽化及び業務量増大に伴う狭隘により、敷地外に業務の分散を余儀なくされ、円滑な行政の執行に支障を来しかねない状況である。	文部科学省庁舎（昭和8年建設）、会計検査院庁舎（昭和10年建設）は共に築後60余年が経過し、経年による老朽化及び業務量増大に伴う狭隘により、敷地外に業務の分散を余儀なくされ、円滑な行政の執行に支障を来しかねない状況である。
5	第一編 第2章 (1)	国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造についての基準	国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準
10	第一編 第4章 (2)	事業者は、完成・引き渡し後の中央合同庁舎第7号館（旧文部省庁舎を含む。以下同じ。）において、以下の業務を行う。	事業者は、完成・引き渡し後の中央合同庁舎第7号館（旧文部省庁舎の保存部分を含む。以下同じ。）において、以下の業務を行う。
12	第一編 第5章	要求水準の見直しに当たって、国は事前に事業者に連絡する。	要求水準の変更に当たって、国は事前に事業者に連絡する。
12	第一編 第5章	国は、下記の事由により、要求水準の見直し等を行う。	国は、下記の事由により、要求水準の見直し等を行う。
12	第一編 第5章	・法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき	・法令等の制定・改廃により業務内容が著しく変更されるとき
12	第一編 第5章	要求水準の変更に伴う契約変更	要求水準の変更に伴う契約変更等

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 2 中央合同庁舎第7号館整備等事業業務要求水準書

頁	章・節	訂正前	訂正後
14	第二編 第1章 2 本件事業による取り壊し	事業者は、杭のうち一部（長さ2m以上に切り出したもの、2本以上）を展示に使用できる形で撤去し、会計検査院に引き渡すこととする。	事業者は、杭のうち一部（長さ2m以上に切り出したもの、2本以上）を展示に使用できる形で撤去し、会計検査院に引き渡すこととする。（資料2-2-3参照）
26	第二編 第4章 電気設備計画 中央監視制御設備	電力、照明制御、防災、防犯・入退室管理等の連動制御及び監視を行えるシステムとする。また、運用時に省エネルギーを達成するために必要な機能を備え、用途別エネルギー消費量の計測、機器効率の出力表示等により性能の把握が可能な計画とする。	電力、照明制御、防災、防犯・入退室管理等の連動制御及び監視を行えるシステムとする。また、運用時に省エネルギーを達成するために必要な機能を備えるものとする。
32	第三編 第1章 1 業務内容 内容	また、独立採算で運営する福利厚生諸室の清掃業務（廃棄物処理業務を含む）は、福利厚生諸室運営業務の中で事業者の負担で行う。	また、独立採算で運営する福利厚生諸室の清掃業務（廃棄物処理業務を含む）は、原則として、福利厚生諸室運営業務の中で事業者の負担で行う。
32	第三編 第1章 1 業務内容 方法等	福利厚生諸室運営業務と維持管理業務の業務区分は資料3「福利厚生諸室の運営業務について」を参照のこと。	福利厚生諸室運営業務と維持管理業務の業務区分は資料8-1「福利厚生諸室の業務範囲」を参照のこと。
33	第三編 第1章 2 業務従事者の要件等 内容	業務従事者は、職員に代わって業務を遂行することから、これに必要な業務遂行能力を有するとともに、これに相応しい態度等で業務を遂行する。	業務従事者は、職員に代わって業務を遂行することから、これに必要な業務遂行能力や資格を有するとともに、これに相応しい態度等で業務を遂行する。
33	第三編 第1章 2 業務従事者の要件 方法等	適切に業務遂行能力のある業務従事者を配置すること。 なお、業務に必要な有資格者については、防火管理者以外は事業者が用意すること。 常駐する業務従事者の業務遂行能力を証明するため、予め国と協議して定める書式で業務履歴、資格等を明らかにした書類を事前に国に提出すること。	適切に業務遂行能力等のある業務従事者を配置すること。 なお、業務に必要な有資格者については、防火管理者以外は事業者が用意すること。 常駐する業務従事者の業務遂行能力等を証明するため、予め国と協議して定める書式で業務履歴、資格等を明らかにした書類を事前に国に提出すること。
34	第三編 第1章 2 環境負荷低減への対応 内容	事業者は、環境負荷の軽減、ならびに、使用エネルギーの削減に努力する。	事業者は、環境負荷の低減、並びに、使用エネルギーの削減に努力する。
35	第三編 第2章 1 1-2 項目	官庁棟保存部分外壁の調査	官庁棟保存部分外壁の調査・点検

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 2 中央合同庁舎第7号館整備等事業業務要求水準書

頁	章・節	訂正前	訂正後
35	第三編 第2章 2 2-1 業務概要 内容	事業者は、職員の円滑な執務環境の確保、来庁者の利便性の確保のため、建築設備の運転監視及び点検保守を行う。	事業者は、職員の円滑な執務環境の確保、来庁者等の利便性の確保のため、建築設備の運転監視及び点検保守を行う。
37	第三編 第2章 3 3-2 ごみの回収等 方法等	職員・来庁者等の利用者が集中しない時間帯に国の職員の執務に支障をきたさない頻度等で適切に回収すること。	勤務時間前その他の職員・来庁者等の利用者が集中しない時間帯に国の職員の執務に支障をきたさない頻度等で適切に回収すること。
37	第三編 第2章 3 3-2 悪天候時の対応 内容	通常の降雨・降雪の際には、利用者の転倒防止措置を行う。	降雨・降雪の際には、利用者の転倒防止措置を行う。
38	第三編 第2章 4 4-1 業務概要 内容	なお、国の事由による施設の改修・原状変更、又は国の責に帰する事由、もしくは不可抗力による予測し難い建築物等の性能の劣化等（自然劣化等を除く）に係る修繕（機器の交換を含む）は本件事業に含まない。	なお、国の事由による施設の改修・模様替え、又は国の責に帰する事由、もしくは不可抗力による予測し難い建築物等の性能の劣化等（自然劣化等を除く）に係る修繕（機器の交換を含む）は本件事業に含まない。
41	第四編 第1章 2 業務従事者の 要件等 内容	事業者の業務従事者は、職員に代わって業務を遂行することから、これに必要な業務遂行能力を有するとともに、これに相応しい態度等で業務を遂行する。	事業者の業務従事者は、職員に代わって業務を遂行することから、これに必要な業務遂行能力や資格を有するとともに、これに相応しい態度等で業務を遂行する。
41	第四編 第1章 2 業務従事者の 要件 方法等	業務遂行能力のある業務従事者を適切に配置すること。 業務従事者の業務遂行能力を証明するため、予め国と協議して定める書式で業務履歴、資格等を明らかにした書類を、事前に国に提出すること。	業務遂行能力等のある業務従事者を適切に配置すること。 業務従事者の業務遂行能力等を証明するため、予め国と協議して定める書式で業務履歴、資格等を明らかにした書類を、事前に国に提出すること。
41	第四編 第1章 2 苦情等への対 応 方法等	また、来庁者等からの直接の苦情等にも、適切に対応し、庁舎管理室に報告等すること。	(削除)
42	第四編 第1章 2 省資源・省エ ネルギーへの対 応 内容	事業者は、環境負荷の軽減に協力する。	事業者は、環境負荷の低減、並びに、使用エネルギーの削減に協力する。

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 2 中央合同庁舎第7号館整備等事業業務要求水準書

頁	章・節	訂正前	訂正後
42	第四編 第1章 2 省資源・省エネルギーへの対応 方法等	業務遂行に際して、環境負荷の低減に積極的かつ適切に努力すること。	業務遂行に際して、環境負荷の低減等に積極的かつ適切に努力すること。
45	第四編 第2章 3 業務提供期間 内容	なお、時間外業務（閉庁日も含む）については、「資料2-4-1」に示す事業期間中の時間外業務の時間数をPFI事業の範囲とする。	なお、時間外業務（閉庁日）については、「資料2-4-1」に示す事業期間中の時間外業務の時間数をPFI事業の範囲とする。
48	第四編 第3章 1-2 苦情等への 対応 方法等	また、来庁者等からの直接の苦情等にも、適切に対応し、庁舎管理室に報告等すること。	(削除)
49	第四編 第3章 1-2 諸室の清掃衛生管理 方法等	具体的な業務の範囲については資料8-1の「福利厚生施設関係の業務範囲」を参照のこと。	具体的な業務の範囲については資料8-1の「福利厚生施設の業務範囲」を参照のこと。
49	第四編 第3章 1-2 廃棄物の 処理 方法等	具体的な業務の範囲については資料8-1の「福利厚生施設関係の業務範囲」を参照のこと。	具体的な業務の範囲については資料8-1の「福利厚生施設の業務範囲」を参照のこと。
49	第四編 第3章 1-2 施設管理 方法等	具体的な業務の範囲については資料8-1の「福利厚生施設関係の業務範囲」を参照のこと。	具体的な業務の範囲については資料8-1の「福利厚生施設の業務範囲」を参照のこと。
49	第四編 第3章 1-2 光熱水費 の負担 方法等	具体的な業務の範囲については資料8-1の「福利厚生施設関係の業務範囲」を参照のこと。	具体的な業務の範囲については資料8-1の「福利厚生施設の業務範囲」を参照のこと。
55	資料リスト 共通 資料2-1-2	資料2-1-2 業務の時間帯	資料2-1-2 業務提供時間帯

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 2 - 1 - 1 用語の定義（要求水準書関係）

頁	章・節	訂正前	訂正後
1	管理組合等	官民棟における管理組合及び官庁棟における共用部分の維持管理を行う団体をいう。	官民棟における管理組合及び官庁棟における官民の共用部分の維持管理等の内容を決定する団体をいう。
2	福利厚生諸室運営業務	入居官署の職員の福利厚生のための施設を運営する業務。本件事業においては、 <u>売店業務、食堂・喫茶業務、保育業務、自動販売機業務等</u> をいう。	入居官署の職員の福利厚生のための施設を運営する業務。本件事業においては、 <u>売店運営業務、食堂・喫茶運営業務、保育室運営業務</u> をいう。

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 2 - 4 - 1 各運營業務に関するデータ

頁	章・節	訂正前	訂正後
2	(3)	文部科学省・会計検査院・金融庁の時間外業務の実績	文部科学省・会計検査院・金融庁の時間外業務(閉庁日も含む)の実績

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 2 - 5 - 4 諸室毎の要求水準 (施設整備)

頁	章・節	訂正前	訂正後
17	事務総局の調整委員会室の備考欄	・150㎡のうち30㎡を控室として区画し、調整委員会室と相互間で音環境特 を適用する。委員会室と控室とは室間連絡用内部扉を設置すること。控室に会議状況表示盤を設置する。	・150㎡のうち30㎡を控室として区画し、調整委員会室と相互間で音環境特 を適用する。調整委員会室と控室とは室間連絡用内部扉を設置すること。控室に会議状況表示盤を設置する。
19	調査課の(図書館受付センター)の備考欄	・カウンターから閲覧室・収蔵庫・電算室内へそれぞれローカル放送ができること。調査課に隣接し、室間連絡用内部扉を設ける。係員が自席において受付への来客を容易に視認できること。	・カウンターから図書館閲覧室・図書収蔵庫・図書館付属室内へそれぞれローカル放送ができること。調査課に隣接し、室間連絡用内部扉を設ける。係員が自席において受付への来客を容易に視認できること。
19	調査課の(図書館付属室)の備考欄	・サーバーマシン室と近接する。	・資料情報管理室付属室と近接する。
19	調査課の資料情報管理室付属室の備考欄	・調査課と隣接する。図書館電算室と近接する。	・調査課と隣接する。図書館付属室と近接する。
20	上席情報処理調査官の(付属室11)の備考欄	・システム運用室近く。	・付属室8と近接する。
22	第3局の第3局監理課の備考欄	・局付含む。室専用出入口。局長室、審議官室とは室間内部連絡用扉を設ける。	・局長室、審議官室とは室間内部連絡用扉を設ける。
22	第3局の第3局委員会室の備考欄	・天井可動間仕切りにより、2分割可能。	・可動間仕切りにより、2分割可能。

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 6 PFI事業及びこれに関する事業

頁	章・節	訂正前	訂正後
1	(1)	ア中央合同庁舎第7号館の設計・建設・維持管理・運営に関する事業 (設計・建設(既存建物(地下部)取り壊し共)・維持管理・運営)	ア中央合同庁舎第7号館の設計・ <u>監理</u> ・建設・維持管理・運営に関する事業 (設計・ <u>監理</u> ・建設(既存建物(地下部)取り壊し共)・維持管理・運営)
1	(1)	イ民間収益施設の設計・建設・維持管理・運営に関する事業 (設計・建設(既存建物(地下部)取り壊し共)・維持管理・運営)	イ民間収益施設の設計・ <u>監理</u> ・建設・維持管理・運営に関する事業 (設計・ <u>監理</u> ・建設(既存建物(地下部)取り壊し共)・維持管理・運営)
1	(1)	工民間権利者施設(民間権利床及び民間権利者保留床)の設計・建設に関する事業 (設計・建設(既存建物(地下部)取り壊し共))	工民間権利者施設(民間権利床及び民間権利者保留床)の設計・ <u>監理</u> ・建設・維持管理・運営に関する事業 (設計・ <u>監理</u> ・建設(既存建物(地下部)取り壊し共))
1	(1)	オPFI事業者保留床の設計・建設に関する事業 (設計・建設(既存建物(地下部)取り壊し共))	オPFI事業者保留床の設計・ <u>監理</u> ・建設に関する事業 (設計・ <u>監理</u> ・建設(既存建物(地下部)取り壊し共))
2	(2)敷地 エリア 対象事業の区分	建設	<u>監理</u> ・建設

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 7 PFI事業の付帯事業（民間収益施設）

頁	章・節	訂正前	訂正後
12.		事業者は、国と事業契約を締結し、資料7-1の「民間収益施設要求水準書」に基づき、自らの収益に資する施設を自らの費用と責任において設計、建設、所有、維持管理、運営するものとする。	事業者は、国と事業契約を締結し、資料7-1の「中央合同庁舎第7号館整備等事業民間収益施設要求水準書」に基づき、自らの収益に資する施設を自らの費用と責任において設計、 <u>監理</u> 、建設、所有、維持管理、運営するものとする。
13.		なお、都市計画上の用途の条件としては、当該施設全てを業務床として利用可能とする。	なお、都市計画上の用途の条件としては、当該施設全てを業務床として利用可能とする。
24.		市街地再開発事業の権利変換の登記(都市再開発法第90条)後、国は、資料1-3の「国有財産有償貸付契約書」に基づき、権利変換を受けた借地権の国の準共有持分の一部等を事業者に譲渡等する。事業者は、民間収益施設を設計、建設し、国有財産有償貸付契約に定める期間にわたって所有、運営する。	市街地再開発事業の権利変換の登記(都市再開発法第90条)後、国は、資料1-2の「中央合同庁舎第7号館整備等事業の付帯事業（民間収益施設）に関する国有財産有償貸付契約書」に基づき、権利変換を受けた借地権の国の準共有持分の一部等を事業者に譲渡等する。事業者は、民間収益施設を設計、 <u>監理</u> 、建設し、国有財産有償貸付契約に定める期間にわたって所有、 <u>維持管理・運営</u> する。
25.		事業者が第三者と施設の賃貸借契約を締結する場合は、事前に書面にて国の同意を得るものとする。	事業者が第三者と施設の賃貸借契約を締結する場合は、事前に書面にて国の承認を得るものとする。

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 7 - 1 中央合同庁舎第7号館整備等事業 民間収益施設要求水準書

頁	章・節	訂正前	訂正後
1	第1章 総則 内容	事業者は、民間収益施設において発生すると想定されるリスクをPFI事業から切り離し、民間収益施設の設計・建設・維持管理・運営を自らの負担で事業の安定性に配慮し行う。また、計画にあたっては、庁舎の稼働時間や庁舎へのセキュリティに十分配慮した動線すること。	事業者は、民間収益施設において発生すると想定されるリスクをPFI事業から切り離し、民間収益施設の設計・ <u>監理</u> ・建設・維持管理・運営を自らの負担で事業の安定性に配慮し行う。また、計画にあたっては、庁舎の稼働時間や庁舎へのセキュリティに十分配慮した動線とすること。
1	第2章 1 内容	中央合同庁舎第7号館整備等業務要求水準書と同じ。	中央合同庁舎第7号館整備等事業業務要求水準書と同じ。

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 8 入札価格の算定及び対価の支払方法

頁	章・節	訂正前	訂正後
4	2 1.(2)	<p>なお、産業廃棄物処理は、資料 2 - 3 - 5 で示す、入居官署の実績を勘案して、中央合同庁舎第 7 号館全体で必要な事業期間中の廃棄物処理費用を算定して、これを入札価格に含めること。</p> <p>また、<u>公用車運行管理業務</u>分は、時間外業務について資料 2 - 4 - 1 で示す、入居官署の実績を勘案し、必要な事業期間中の時間外業務費用を算定して、これを入札価格に含めること。</p>	<p>なお、<u>廃棄物処理業務</u>は、資料 2 - 3 - 5 で示す、入居官署の実績を勘案して、中央合同庁舎第 7 号館全体で必要な事業期間中の廃棄物処理費用を算定して、これを入札価格に含めること。</p> <p>また、<u>公用車運行管理業務</u>は、時間外業務について資料 2 - 4 - 1 で示す、入居官署の実績を勘案し、必要な事業期間中の時間外業務費用を算定して、これを入札価格に含めること。</p>
5	2 2.(5)	<p>運営業務費のうち、警備受付業務(外構の巡回警備等)の算定方法については、<u>巻末</u>のとおりとする。</p>	<p>運営業務費のうち、警備受付業務(官民共用部分の巡回警備等)の算定方法については、<u>別紙</u>のとおりとする。</p>
7	3 1.(1)	<p>ただし、初年度については当該年度末に 2 回分をまとめて支払う。</p>	<p>ただし、初年度については平成 2 0 年 4 月 3 0 日までに 2 回分をまとめて支払う。</p>
7	3 1.(1)	<p>ただし、初年度については当該年度末にまとめて支払う。</p>	<p>ただし、初年度については平成 2 0 年 4 月 3 0 日までにまとめて支払う。</p>
7	3 1.(2)	<p>ただし、初年度は、施設の引渡し日である平成 1 9 年 9 月 2 8 日から平成 2 0 年 1 月 3 日までの施設の引渡し、及び施設の引渡し後の物品の搬入等に伴って必要な業務にかかる経費、並びに施設の利用開始日である平成 2 0 年 1 月 4 日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日までの経費を当該年度末にまとめて支払う。</p> <p>なお、維持管理業務費の支払は、初年度を除き、事業期間を通じて原則として(廃棄物処理業務費を除き)均等額とし、運営業務費の支払は、発注者の内部職員の変動等に伴って、事業者の提案した各年度の必要額により行う。</p>	<p>ただし、初年度は、施設の引渡し日である平成 1 9 年 9 月 2 8 日から平成 2 0 年 1 月 3 日までの施設の引渡し、及び施設の引渡し後の物品の搬入等に伴って必要な業務にかかる経費、並びに施設の利用開始日である平成 2 0 年 1 月 4 日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日までの経費を平成 2 0 年 4 月 3 0 日までにまとめて支払う。</p> <p>なお、維持管理業務費の支払は、初年度を除き、事業期間を通じて原則として廃棄物処理業務費を除き均等額とし、運営業務費の支払は、発注者の内部職員の変動等に伴って、事業者の提案した各年度の必要額により行う。</p>
9	3 1.(3)	<p>ただし、初年度は、施設の引渡し日である平成 1 9 年 9 月 2 8 日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日までの費用を当該年度末にまとめて支払う。</p>	<p>ただし、初年度は、施設の引渡し日である平成 1 9 年 9 月 2 8 日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日までの費用を平成 2 0 年 4 月 3 0 日までにまとめて支払う。</p>
12	3 4.(3) 8	<p>第3項及び前項の協議開始の日については、国が事業者事業者の意見を聴いて定め、事業者には通知しなければならない。</p>	<p>第3項及び前項の協議開始の日については、国が事業者の意見を聴いて定め、事業者には通知しなければならない。</p>
12	3 4.(4)	<p>次のいずれかの条件を満たす場合に<u>施設費</u>、<u>維持管理</u>・<u>運営費</u>及び<u>その他費用</u>の改定を行う。</p>	<p>次のいずれかの条件を満たす場合に<u>維持管理</u>・<u>運営費</u>及び<u>その他費用</u>の改定を行う。</p>

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 8 入札価格の算定及び対価の支払方法

頁	章・節	訂正前	訂正後
133	4.(4)	なお、第1回の支払は、事業契約の日の属する年度の8月1日と平成19年度の8月1日の指標により、対価の改定を行う。	なお、第1回の改定は、事業契約の日の属する年度の8月1日と平成18年度の8月1日の指標により、対価の改定を行う。
144		本件事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資(無利子融資、低利子融資)の対象事業であり、入札参加者は当該融資を利用することを前提として入札することは可能であるが、入札参加者は自らのリスクでその活用を行うこととし、国は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。	本件事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資(無利子融資、低利子融資)の対象事業であり、入札参加者は当該融資を利用することを前提として入札することは可能であるが、入札参加者は自らのリスクでその活用を行うこととし、国は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 9 中央合同庁舎第7号館整備等事業事業者選定基準

頁	章・節	訂正前	訂正後
3	5.1(1)	(最終行に新規追加)	<p>なお、要求水準とは「中央合同庁舎第7号館整備等事業業務要求水準書」(資料2)、「中央合同庁舎第7号館整備等事業民間収益施設要求水準書」(資料7-1)及び「中央合同庁舎第7号館整備等事業事業計画要求水準書」(資料9-1)の要求水準書に定める要求水準をいう。</p>

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 10 中央合同庁舎第7号館基本協定書（案）

頁	章・節	訂正前	訂正後
2	第5条第2項	国は、入札説明書等に添付の事業契約案の文言に関し、落札者より説明を求められた場合、 <u>入札説明書等</u> において示された本件事業の目的、理念に照らしてその条件の範囲内において趣旨を明確化するものとする。	国は、入札説明書に添付の事業契約書案の文言に関し、落札者より説明を求められた場合、 <u>入札説明書</u> において示された本件事業の目的、理念に照らしてその条件の範囲内において趣旨を明確化するものとする。
3	第7条第3項 第(1)号	株主は、その株主構成に関し、その時々において落札者である株主がSPCの全議決権の2分の1を超える議決権を保有し、かつ、落札者以外の株主の議決権保有割合が出資者中最大とはならないことを条件とするものとし、かかる条件を事業期間が終了するまで維持する。	株主は、その株主構成に関し、その時々において落札者である株主によってSPCの全議決権の2分の1を超える議決権が保有されており、落札者である株主による劣後ローンに基づく貸出及び匿名組合契約に基づく出資がある場合、 <u>その貸出額合計及び出資額合計が全貸出額及び出資額のそれぞれ2分の1を超えており</u> 、かつ、落札者以外の株主の議決権保有割合が株主中最大とはならないことを条件とするものとし、かかる条件を事業期間が終了するまで維持する。

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 1 1 保険等の取り扱いについて

	訂正前	訂正後
文中について共通	業務受託者等	業務受託者

入札説明書・同添付資料 訂正表

別添資料 中央合同庁舎第7号館整備等事業 様式集及び記載要領

頁	章・節	訂正前	訂正後
1	1-2.(2)	なお、応募グループの場合は、必要書類は、特に注釈がないものについては、全ての構成員に関する添付資料を提出すること。	なお、応募グループの場合は、必要書類は、特に注釈がないものについては、全ての構成員又は協力会社に関する添付資料を提出すること。
1	1-2.(2)	イ 会社定款(入札公告日以降に交付されたもの)	イ 会社定款(最新のものであり、カ 商業登記簿謄本(入札公告日以降に交付されたもの)と記載内容が同一であることが確認できるもの)
1	1-2.(2)	エ 使用印鑑届(様式は随意)	(削除)
1	1-2.(2)	オ 法人税納税証明書(入札公告日以降に交付されたもの)	エ 法人税納税証明書(「その3」又は「その3の3」、入札公告日以降に交付されたもの)
1	1-2.(2)	カ 消費税納税証明書(入札公告日以降に交付されたもの)	オ 消費税納税証明書(「その3」又は「その3の3」、入札公告日以降に交付されたもの)
1	1-2.(2)	キ 商業登記簿謄本(入札公告日以降に交付されたもの)	カ 商業登記簿謄本(入札公告日以降に交付されたもの)
1	1-2.(2)	ク 企業単体の貸借対照表及び損益計算書(各構成員の直近4期分)	キ 企業単体の(単独決算の場合の)貸借対照表及び損益計算書(各構成員の直近4期分、ただし、有価証券報告書がある場合はこれに代えてよい。)
1	1-2.(2)	ケ 企業単体の減価償却明細表(各構成員の直近4期分)	ク 企業単体の減価償却明細表(法人税申告書の別表16として添付するものまたはこれと同一の内容を有し、キの書類との整合性が確認できるもの、各構成員の直近4期分、ただし、有価証券報告書がある場合はこれに代えてよい。)
1	1-2.(2)	コ 連結決算の貸借対照表及び損益計算書(各構成員の直近1期分)	ケ 連結決算の貸借対照表及び損益計算書(各構成員の直近1期分、ただし、有価証券報告書がある場合はこれに代えてよい。)
2	1-2.(3)	競争参加資格の審査の等級を証する書類の写し	競争参加資格の審査の等級を証する書類の写し(維持管理業務に限る。)
2	1-1.(3)	施工実績表または最高完工工事経歴書(様式は随意。施工にあたるものが提出すること。)	(削除)
2	1-1.(3)	~ 21	~ 20 (上記に伴い順次繰り上げ)

入札説明書・同添付資料 訂正表

別添資料 中央合同庁舎第7号館整備等事業 様式集及び記載要領

頁	章・節	訂正前	訂正後
4	1-4(2) ウ) 記載指示事項	事業契約書案を踏まえたリスク管理・対応策について、基本的な考え方を簡潔に述べた後、リスク分担の具体的な考え方を以下の記入例に準じて記載のこと。	事業契約書案を踏まえたリスク管理・対応策について、基本的な考え方を簡潔に述べた後、リスク分担の具体的な考え方を記載のこと。
4	1-4(2) ウ) 記載指示事項	なお、入札説明書に添付したリスク分担表中の内容だけにとどまらず、想定されるものを適宜追加・細分化すること。	なお、入札説明書の内容だけにとどまらず、想定されるものを適宜追加・細分化すること。
12	1-4(5)	(5)運營業務に関する提出書類（用紙は全てA3、様式は全て共通とする）＜正1部、副20部＞ 要求水準書を踏まえ、以下に指示する事項について、考え方を説明すること。	(5)運營業務に関する提出書類（用紙は全てA3、様式は全て共通とする）＜正1部、副20部＞ 以下の各名称の業務について、業務要求水準書の内容を踏まえ、記載事項のポイントに留意の上、記載すること。特に、提案の独自性がわかるように工夫し、内容を記載すること。なお、適宜必要な図等を記載することができる。
12	1-4(5) 書類名	運營業務 基本計画書及び加点項目にかかる事項()	運營業務 基本計画書()
12	1-4(5) 書類名	福利厚生諸室 運營業務基本計画書及び加点項目にかかる事項	福利厚生諸室 運營業務基本計画書()
12	欄外	(新規)	表中、 は加点項目である。
14	1-4(6)	(6)付帯事業に関する提出書類（用紙は全てA3とする）＜正1部、副20部＞	(6)付帯事業に関する提出書類（用紙は全てA3とする）＜正1部、副20部＞ 中央合同庁舎第7号館整備等事業民間収益施設要求水準書の内容を踏まえ、記載事項のポイントに留意の上、記載すること。特に、提案の独自性がわかるように工夫し、内容を記載すること。なお、適宜必要な図等を記載することができる。
18	様式1	持参又は郵送する場合は、Microsoft Word で作成した質問書ファイルを保存した3.5インチFDを提出して下さい。	質問は電子ファイルとし持参又は郵送する場合は、Microsoft Word で作成した本質問書提出届及び質問書（様式2）のファイルを保存した3.5インチFDを持参又は郵送により提出して下さい。
21	様式4	応募企業の場合は、表題の「グループ構成員、」を「応募企業」と記載し、構成員（代表者）欄の記入すること。	応募企業の場合は、表題の「グループ構成員、」を「応募企業」と記載し、構成員（代表者）欄の記入をすること。
22		4．入札に関する件	4．入札及び提案に関する件